

六月十三日(第三日)

一 南議事散會時刻

自 午前十時四十分
至 午前五時十分

二 出席議員の次り通りである

議席	氏名	議席	氏名	議席	氏名
一	仲村春正	九	米須清祐	一六	山本伸太郎
二	岸本利實	一〇	仲本正重	一七	安次富田権
三	佐藤真徳	一一	荒城清喜	一八	稻嶺盛三
四	中山勝豊	一二	中里幸助	一九	善見敏行
五	安里長朝	一三	松本利雄	二〇	柳原正賢
六	峰前健二郎	一四	山本朝徳		
七	知花正次	一五	天久盛雄		

三 欠席議員

一名 伊藤真一

四 市町村自治法第六十二條の規定により會議事仲説明のため出席し
者次の通り

村長 仲村春勝 財政課長 山本金喜

助役 栗原真徳 経済課長 澤山安一

収入役 仲村春松

五 會議事仲の次り通りである

議事第一号
職員旅費に關する条例の一部を改正する条例について
報酬委員の権限並にその支給方法を定める条
例の一部を改正する条例について
村退職金支給條例の一部を改正する条例について

宜野湾村役所

議 長	提案者の御説明を願ひます
議 長	書記より朗読せしめり
議 長	改正する案例として、何議致しませ
議 長	日程第一議案第三号、職員に振責に關する案例第一節を
議 長	桑の現定により議會に成せしむるに、議會と市町村自治法第五十三
議 長	女席議員十八名ありりす、よつて市町村自治法第五十三
議 長	干前十時四十分開會宣言
議 長	七、會議の懷末
議 長	日程第八、陳情第七号
議 長	日程第七、陳情第六号
議 長	日程第六、陳情第五号
議 長	日程第五、陳情第四号
議 長	日程第四、議案第四号(可決)
議 長	日程第三、議案第三号(可決)
議 長	日程第二、議案第二号(可決)
議 長	日程第一、議案第一号(可決)
議 長	議案第一号、(可決)
議 長	議案第二号、(可決)
議 長	議案第三号、(可決)
議 長	議案第四号、(可決)
議 長	議案第五号、(可決)
議 長	議案第六号、(可決)
議 長	議案第七号、(可決)
議 長	議案第八号、(可決)
議 長	議案第九号、(可決)
議 長	議案第十号、(可決)
議 長	議案第十一号、(可決)
議 長	議案第十二号、(可決)
議 長	議案第十三号、(可決)
議 長	議案第十四号、(可決)
議 長	議案第十五号、(可決)
議 長	議案第十六号、(可決)
議 長	議案第十七号、(可決)
議 長	議案第十八号、(可決)
議 長	議案第十九号、(可決)
議 長	議案第二十号、(可決)
議 長	議案第二十一号、(可決)
議 長	議案第二十二号、(可決)
議 長	議案第二十三号、(可決)
議 長	議案第二十四号、(可決)
議 長	議案第二十五号、(可決)
議 長	議案第二十六号、(可決)
議 長	議案第二十七号、(可決)
議 長	議案第二十八号、(可決)
議 長	議案第二十九号、(可決)
議 長	議案第三十号、(可決)
議 長	議案第三十一号、(可決)
議 長	議案第三十二号、(可決)
議 長	議案第三十三号、(可決)
議 長	議案第三十四号、(可決)
議 長	議案第三十五号、(可決)
議 長	議案第三十六号、(可決)
議 長	議案第三十七号、(可決)
議 長	議案第三十八号、(可決)
議 長	議案第三十九号、(可決)
議 長	議案第四十号、(可決)
議 長	議案第四十一号、(可決)
議 長	議案第四十二号、(可決)
議 長	議案第四十三号、(可決)
議 長	議案第四十四号、(可決)
議 長	議案第四十五号、(可決)
議 長	議案第四十六号、(可決)
議 長	議案第四十七号、(可決)
議 長	議案第四十八号、(可決)
議 長	議案第四十九号、(可決)
議 長	議案第五十号、(可決)
議 長	議案第五十一号、(可決)
議 長	議案第五十二号、(可決)
議 長	議案第五十三号、(可決)
議 長	議案第五十四号、(可決)
議 長	議案第五十五号、(可決)
議 長	議案第五十六号、(可決)
議 長	議案第五十七号、(可決)
議 長	議案第五十八号、(可決)
議 長	議案第五十九号、(可決)
議 長	議案第六十号、(可決)
議 長	議案第六十一号、(可決)
議 長	議案第六十二号、(可決)
議 長	議案第六十三号、(可決)
議 長	議案第六十四号、(可決)
議 長	議案第六十五号、(可決)
議 長	議案第六十六号、(可決)
議 長	議案第六十七号、(可決)
議 長	議案第六十八号、(可決)
議 長	議案第六十九号、(可決)
議 長	議案第七十号、(可決)
議 長	議案第七十一号、(可決)
議 長	議案第七十二号、(可決)
議 長	議案第七十三号、(可決)
議 長	議案第七十四号、(可決)
議 長	議案第七十五号、(可決)
議 長	議案第七十六号、(可決)
議 長	議案第七十七号、(可決)
議 長	議案第七十八号、(可決)
議 長	議案第七十九号、(可決)
議 長	議案第八十号、(可決)
議 長	議案第八十一号、(可決)
議 長	議案第八十二号、(可決)
議 長	議案第八十三号、(可決)
議 長	議案第八十四号、(可決)
議 長	議案第八十五号、(可決)
議 長	議案第八十六号、(可決)
議 長	議案第八十七号、(可決)
議 長	議案第八十八号、(可決)
議 長	議案第八十九号、(可決)
議 長	議案第九十号、(可決)
議 長	議案第九十一号、(可決)
議 長	議案第九十二号、(可決)
議 長	議案第九十三号、(可決)
議 長	議案第九十四号、(可決)
議 長	議案第九十五号、(可決)
議 長	議案第九十六号、(可決)
議 長	議案第九十七号、(可決)
議 長	議案第九十八号、(可決)
議 長	議案第九十九号、(可決)
議 長	議案第一百号、(可決)

宜野湾村役所

議 長	休憩致しませす(午後十時三十分)
議 長	再聞致しませす(午後十時四十分)
議 長	質疑打切り動議を提出しませす
議 長	替成と時をカクガリ
議 長	質問の答に於て下竹算疑を打切ります
議 長	討論を願ひませす
議 長	選挙委員の指石の議會下、その責任の重り、今までと比較し、不十分であると思われ、選挙の考慮上、多村も例として、選挙の原案に賛成しませす
議 長	地御意見はありませす
議 長	要議のしを唱へるあり
議 長	御異議のありしを認め、議案第三号、報酬と費用の額、選挙の支給方法を是の条例の一部改正する条例に於て、選挙の原案通り、所定法を是の条例の一部改正する条例に於て、選挙の原案通り、所定法を是の条例の一部改正する
議 長	目録第三、議案第三、選挙の退職金支給条例の一部を改正する条例に於て、何議致しませす
議 長	書託を朗読せしめ、何議致しませす
議 長	選挙委員の説明を願ひませす
議 長	第三号の中、竹算のり水と思ふ、退職する場合、金を多り
議 長	その場合、多りませす、それ追加した
議 長	質疑を打ち入りませす
議 長	休憩致しませす(午後十時五十分)

宜野湾村役所

議	長	再南致します(干位の時二分)
議	一三番	役所吏員の範囲に村長、助役、収入役も含められが、休憩致します(干位の時三分)
議	長	再南致します(干位の時三分)
議	一三番	先きのり問題に当たつた、地の名は村長が任命するコトに決まらぬ、但し、干位を除くといわれ、意志があるが、
助	役	干位を除く書きを入れるコト、並規法とも関連するコト、本条に記入する必要はない
助	一三番	干位を除く場合、但し書き入る場合は記入されらばいいと思ふが、
助	一三番	干位を除く場合、但し書き入る場合は記入されらばいいと思ふが、
二	番	干位を除く場合、但し書き入る場合は記入されらばいいと思ふが、
二	番	干位を除く場合、但し書き入る場合は記入されらばいいと思ふが、
二	番	干位を除く場合、但し書き入る場合は記入されらばいいと思ふが、
助	役	どうであるか
助	一三番	自治法で言うコトの中には含まれる、その地の職員とはどうか
助	役	任命権の伴はるは、職員の意味である
一三	番	幹事の地の職員とはどうなるか
助	役	先ずし上げに通りである
議	長	質疑打切つてさうである
議	長	質疑なしと唱う方があり
議	長	御要議から、村長でない事、質疑を打切りませう

宜野湾村役所

議長	討論願りませす
八番	修正して賛成した人が、一部修正案を出した。村長が世命する言となつておるが、村長が世命する旨野溝村定数條例に言ふ職員と修正した。
七番	修正案、三三三條を火り通り改める。
六番	第三條を言ふ職員と、村長、助役、収入役及び村長が世命する旨野溝村職員定数條例による職員並に議會の書記長、書記その他職員、選挙管理委員会書記、その他職員、その他村の常勤の職員を言ふ。
五番	賛成を唱うものあり。
四番	八番議員より提出された修正動議は成之してありませす。
三番	休憩致しませす(午後四時四十分)
二番	再開致しませす(午後五時五分)
一、番	別に今も修正案、原案等に異議を言ふ者ありませす。第六條(内任未滿)とあるを(セント未滿)に改める動議を提出致しませす。
議長	賛成と唱うものあり。
議長	八番議員より動議は成之してありませす。
二番	八番議員より、原案の一部改正の賛成があつたが、私は已長會長から出された陳情書と一緒に審議しなければならぬ。議會通過の向題であるが、已長職、自分の向題であるも、後半は、増補向題であり、已長職の向題を取り上げては、いかんか、それなら、

宜野溝村役所

		<p>思ひのりて委員會付託の勅議を提出しませう 賛成と唱へらるり</p>
議長		<p>ニ番議員より勅議可成としておりませう 休期致しませう (午後一時三分)</p>
〃		<p>再開致しませう (午後一時十分)</p>
一七番		<p>先から区長の性格がけうまりしから論議のまじらうておろが 秘りけうまりしから、ニ番際けうまりしから、はし書ませ 挿入したい、但し大条の附せ事に訂正、第三条中但し「区長を除く 修正案を提出しませう」(賛成と呼がらるり)</p>
ニ番		<p>唯今の区長を除くと意見は陳情書より多量で修正案に 反対、今先修正案に反対すまわ下である</p>
八番		<p>ニ番議員の但し区長を除くとおろして是教條例に除かれて おろし不利な意味がござらうと思つ</p>
一三番		<p>所性をセントに訂正する場合、その他勅議に賛成とせ良ソが</p>
一七番		<p>但し区長を除くだけ除くとおろし撤回、他は大条を入れて 賛成す</p>
一六番		<p>区長の困難、修正案のしめくりの必要上、もう少し研究 するにため委員會付託にしたい</p>
議長		<p>休期致しませう (午後一時三分)</p>
〃		<p>再開致しませう (午後一時四分)</p>
議長		<p>八番議員の修正案に賛成の方举手願ひませう (三名)で 多数でありませうと、否決に決りおした</p>

宜野湾村役所

議 長	二番議員より提出された委員会付託の動議に賛成の方举手願います(三名)五分致しませんでした。
議 長	一〇番議員より提出した修正案に賛成の方举手願います(一名)過半数でありましたので下議委員三十四年村区職全支給条例の一部を改正する条例に修正案可決になりました(休講致します(午後一時三十分))
議 長	再開致します(午後三時)
議 長	日程表出議委員等五名が議會議員定数条例の一部を改正する条例に賛成の方举手願います(一名)過半数でありましたので下議委員三十四年村区職全支給条例の一部を改正する条例に修正案可決になりました(休講致します(午後一時三十分))
議 長	書記をして朗読せしめます
議 長	提案者の説明を願います
村 長	総務課長さんが兼任しておられ、委員会活動のため是非と必要であり是非致置したい。
議 長	質疑を願います
一五番 助 役	条例案二項は、当分向とはならず、どう言う意味か、委員会活動と関連して当分の向とは、市昇格までの議会に認められず、非常勤の活動のため、非常勤の職員とあり、名目非常勤とする場合でよろしい。
一六番 助 役	条例でよろしいかと、上の方が良いと思う。
一七番 助 役	常勤の委員の方として、事務局を兼ねて下さる場合、二人の非常勤の方を、当分の向と案を、議会向題として開議するようには、ぜひともして頂きたいと思っております。

宜野湾村役所

議	八	番	二の三条三項の規定とは
助	八	役	三名内定数はあるが当分の間
一	九	番	当分の間をはずれば良から二の條例より下二の三まで下り支障はないと思ふ
一	七	番	竹貫疑切りの動議を提出致します
議	長	御異議がある称うでありませんので質疑を打ち切ります	
議	長	御異議を願います	
八	番	修正動議を提出致します	
議	長	修正案 第三項 本条の規定内において非常勤を置くこととす	
議	長	賛成と唱う方が多いため 動議は成しません	
議	長	休憩致します (午後三時四十分)	
議	長	再開致します (午後三時四十分)	
議	長	修正案は誤解をおぼしめして	
議	長	修正案に賛成の方举手願います 举手はあり (一七名) 下	
議	長	修正案より議案第三五号 議案職責	
議	長	定款条例の一部を改正する条例を可決決定致します	
議	長	田村村長陳情書中村長補佐村長補佐村長補佐	

宜野湾村役所

議 長	日程第五陳情某世帯村青年會補助金交付方陳情がなされて おろか。本職で受理致してあります。下処理方法について上提致し 書託して湖流せしめます。
議 長	本業に付ては陳情文外に口利二つ頭々説明がありませんでした。 処理方法についてお諮り致します。
二 番	委員會に付託と審査しおのり動議を提出致します。 皆成し唱うりあり。
議 長	委員會に付託しおのり動議が二番議員より提出され。動議は 以て致してあります。左様取訂りなすのでよろか。 要議のしと呼がらあり。
議 長	御要議が三林であります。下委員會説も決定致します。 七の委員會に付託をなす。御諮りします。
八 番	取致委員會に付託してあります。
議 長	皆成しと呼がらあり。
議 長	御要議が三林と認め。取致委員會に付託決定致します。 下は次の本會議より二日までに審査報告をなすのであります。
議 長	休憩致します。(午後四時)
議 長	再開致します。(午後四時)
議 長	定刻四時にそろそろあります。時間延長をせざるでせうか。 要議のしと呼がらあり。
議 長	御要議が三林であります。下時間延長致します。 日程第六陳情某世帯村青年會補助金交付方陳情

